

(地 22)

平成 30 年 4 月 18 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏

看護師等養成課程における専門実践教育訓練の申請受付に係る周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局看護課より、標記の周知依頼がありました。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練（看護師等養成課程）につきましては、平成 29 年 10 月 12 日付（地 I 198）の文書をもって、貴会宛にお送りしております。

今般、平成 30 年 10 月 1 日付け講座指定の申請受付が開始されたとのことです。申請受付期間は、5 月 14 日（月）まで（消印有効）となっております。

また、過去に平成 27 年 10 月 1 日付けで指定を受けた施設については、有効期間が 3 年であることから、平成 30 年 10 月 1 日以降も引き続き指定を受けることを希望する場合、今回 5 月 14 日までに再指定の申請をしていただく必要があるとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知の上、貴会管下医師会立看護師等養成所への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
平成30年4月13日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課

専門実践教育訓練の申請受付に係る周知について

平素より看護教育行政の推進につきまして格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、下記のとおり、平成30年10月の教育訓練給付講座指定の申請受付が開始いたしましたのでお知らせいたします。貴会におかれましては、御了知の上、貴管轄の看護師等養成所への周知に関してご協力の程よろしくお願いいたします。

記

<教育訓練給付の平成平成30年10月1日付け講座指定の申請について>

- 雇用保険制度の教育訓練給付では、講座の指定基準を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座の受講生で受給要件を満たした方は、教育訓練給付金の支給の対象となります。
- この教育訓練給付金の対象講座の指定を受けるための申請を、厚生労働省において年に2回（4月と10月）、1ヶ月程受付けておりますが、平成30年10月1日付け指定の申請受付を4月3日（火）に開始いたしました。
- ※申請受付期間は、5月14日（月）まで（消印有効）ですので、指定を希望される場合は、下記厚生労働省HPのパンフレットを確認の上、必要な手続きをお願いいたします。
- ※なお、過去に、平成27年10月1日付けで教育訓練の厚生労働大臣指定を受けた施設については、当該指定の有効期間が3年間であることから、平成30年10月1日以降も引き続き指定を受けることを希望する場合、今回、5月14日（消印有効）までに再指定の申請をしていただく必要がありますので、ご注意ください。

<受付期間>

○平成30年4月3日（火）～5月14日（月）（当日消印有効）

<講座指定申請書類の送付先・講座指定の申請手続等に係る照会について>

○中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

電話 03-6758-2828・2824・2825 FAX03-3365-2716

所在地〒160-8327 新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア

<厚生労働省 HP ; 教育訓練講座指定申請書類ダウンロードリンク先>

○専門実践教育訓練給付の講座指定 HP

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_senmon.html

以上

専門実践教育訓練給付制度のご案内

専門実践教育訓練の指定を希望する訓練施設の方へ

1. 専門実践教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

平成30年1月より
制度が拡充されました

<給付の内容>

- 教育訓練経費の**50%**（上限年間**40万円**）を6か月ごとに支給
- 資格取得等し、訓練修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された方又は当該資格取得等が訓練修了日の翌日から1年以内であって雇用保険の被保険者として雇用されている方には、教育訓練経費の**20%**（上限年間**16万円**）を追加支給

<支給の対象となる方>

- 雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は**最大20年以内**）の方
 - かつ、
 - 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が**3年以上**（初回の場合は2年以上）ある方
- ※ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに**3年以上**経過している方

さらに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方は、**教育訓練支援給付金制度**の対象となり、訓練期間中の受講支援として、**基本手当日額の80%**を訓練受講中に2か月ごとに支給（平成33年度末までの暫定措置）。

2. 給付の対象となる講座（専門実践教育訓練）の指定基準

専門実践教育訓練となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は年2回（4月1日・10月1日）行っており、指定の有効期間は**3年間**です。

次の①～⑤の**類型**のいずれかに該当する教育訓練のうち、**類型ごとに設定される<講座レベル要件>**を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。

① 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

[訓練期間が1年以上3年以内のもの（人材開発統括官の定める1年未満の養成課程を含む。）]

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上
就職・在職率：80%以上

② 専門学校の職業実践専門課程 [訓練期間が2年のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上

※ 就職・在職率 = (受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者 + 受講開始時に既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者) / 入講者

③ 専門職大学院

[訓練期間は2年以内（資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間）のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上（法科大学院については司法試験合格率：全国平均以上）
定員充足率：60%以上
認証評価（機関別評価及び専門職大学院評価）において適合相当

④ 大学等における職業実践力育成プログラム

[訓練期間：正規課程の場合、1年以上2年以内のもの]

特別な課程の場合、時間が120時間以上、かつ期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上
（大学院における正規課程にあつては、就職・在職率：80%以上、定員充足率：60%以上）

⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

[訓練時間が120時間以上（ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ訓練期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上
就職・在職率：80%以上

⑥ 第四次産業革命スキル習得講座

[訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上

※ この他にも指定の要件はございますので、詳細は、下記記載の厚生労働省HPに掲載している「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」をよくお読みください。

3. 指定申請の手続きについて

指定の申請は**年2回**受け付けております（例年、10月1日指定分につき、4月中旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1ヶ月間、詳細は厚生労働省HPにおいて告知）。

厚生労働省HPに掲載している「**教育訓練施設向けパンフレット**」を参照の上、「**教育訓練給付金（専門実践教育訓練）講座指定申請様式集**」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

厚生労働省HP 専門実践教育訓練 講座指定申請の手続きについてのページ

講座を運営する事業者（スクール）の方へ（専門実践教育訓練）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_senmon.html

厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/>）トップページの右上の検索窓口で、「講座を運営する事業者（スクール）の方へ（専門実践教育訓練）」と検索ください。

○ 専門実践教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問い合わせ先

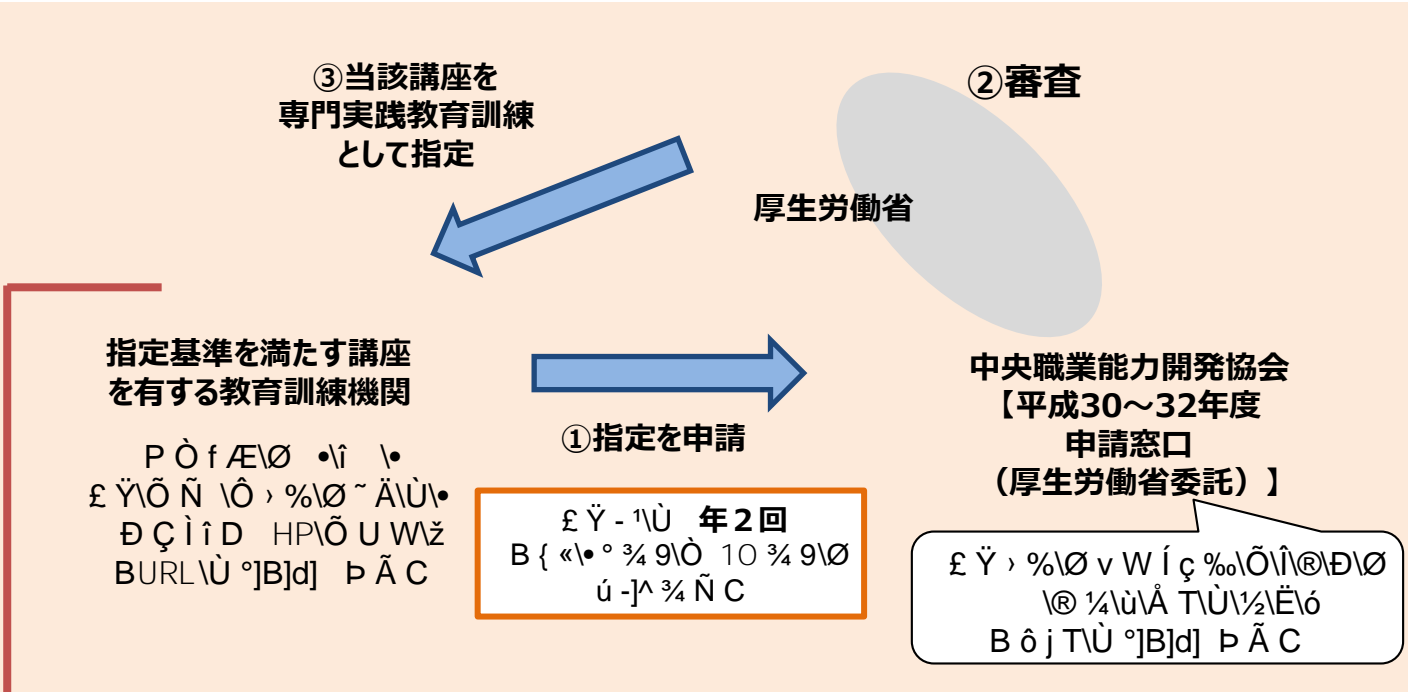
各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口

（連絡先一覧）<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

専門実践教育訓練給付制度の活用の流れ

ç E ð 7 ± X « ” 1\ØÙ•³ ÒØ olü ã\É\Á Í\¶• Ð Ç Ì îª æ\Ø P Ò\Á\õ ç E
Ó]c ð 7 Ó\Ô ± X « B ç E ð 7 ± X « C\ü - e\Á• 5%o\Á\É \Á ¼\Ö\•® ¶¶ ± X
« ± \Ö M ø\Á\É « ¾ ÷\Ø³ Ò, ¼\ü M ”\Á\õ è\Ñ\Á \ž

専門実践教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



専門実践教育訓練給付を受給するまでの流れ

